

○稲沢市平和らくらくプラザ管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、稲沢市平和らくらくプラザの設置及び管理に関する条例（平成17年稲沢市条例第44号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(施設の区域構成)

第2条 条例第2条第3項の規定による区域の構成は、別表のとおりとする。

(利用の手続)

第3条 条例第7条第1項ただし書の規定により稲沢市平和らくらくプラザ（以下「プラザ」という。）を利用しようとする者は、使用料を納付して入場券（様式第1）の交付を受け、入口において改札を受けなければならない。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、温浴交流健康区域の利用を拒み、又は立ち退かせることができる。

- (1) 大人（16歳以上）の付添人のいない小学校3年生以下の者
- (2) 感染性の疾病があると認められる者
- (3) 風紀を害する行為をした者
- (4) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めた者

2 中学生以下の者は、温浴交流健康区域のうち、トレーニングルームを利用することができない。

3 障害福祉区域の利用は、障害者関係団体及び市長が特に認めた者に

限る。

（利用の申請）

第 5 条 管理区域（セミナールーム）又は障害福祉区域（会議室、調理室）を、利用しようとする者は、利用日の 1 か月前から利用日の 7 日前までの間に、平和らくらくプラザ利用許可申請書（様式第 2）を市長に提出しなければならない。ただし、稲沢市が主催する行事等に利用するときは、この限りではない。

（利用の許可）

第 6 条 市長は、前条の申請に基づきプラザの利用を許可したときは、平和らくらくプラザ利用許可書（様式第 3）を交付するものとする。

（利用の取消し）

第 7 条 前条の規定によりプラザの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の取消しをしようとするときは、平和らくらくプラザ利用許可取消承認申請書（様式第 4）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- （1） 稲沢市が主催する行事等に利用するとき。
- （2） 市内に住所を有する者で、次のいずれかの手帳の交付を受けているものが利用するとき。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳

ウ 厚生労働大臣が定めるところによる療育手帳

エ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条に規定する戦傷病者手帳

オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に規定する被爆者健康手帳

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、災害その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、平和ららくプラザ使用料減免申請書（様式第 5）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を承認したときは、平和ららくプラザ使用料減免承認通知書（様式第 6）により利用者に通知しなければならない。

4 前 2 項の規定は、第 1 項第 2 号に該当する者には適用しない。ただし、利用の際には、同号に規定する当該手帳その他その資格を証する書面を提示しなければならない。

（遵守事項）

第 9 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設及び附帯設備等を毀損し、又は汚損しないこと。

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携行しないこと。

(3) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 立入禁止区域には、入らないこと。

(5) 公共の風紀を乱すような行為をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に反する行為をしないこと。

(読替規定)

第10条 条例第5条の規定により指定管理者が管理を代行する場合は、この規則（次条を除く。）中「稲沢市長」及び「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替え、第8条中「平和らくらくプラザ使用料減免申請書」とあるのは「平和らくらくプラザ利用料金減免申請書」と、「平和らくらくプラザ使用料減免承認通知書」とあるのは「平和らくらくプラザ利用料金減免承認通知書」と読み替え、様式第1（その1）中「¥600」及び「¥300」とあるのは「円」と読み替え、様式第1（その2）中「¥220」及び「¥100」とあるのは「円」と読み替え、様式第1（その3）中「¥700」及び「¥350」とあるのは「円」と読み替え、様式第1（その4）中「¥360」とあるのは「円」と読み替え、様式第5中「平和らくらくプラザ使用料減免申請書」とあるのは「平和らくらくプラザ利用料金減免申請書」と読み替え、様式第6中「平和らくらくプラザ使用料減免承認通知書」とあるのは「平和らくらくプラザ利用料金減免承認通知書」と読み替えるものとする。

(委任)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 1 8 年規則第 2 5 号）

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 8 年規則第 6 6 号）

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 9 年規則第 2 8 号）

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 9 年規則第 6 1 号）

1 この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の稲沢市平和らくらくプラザ管理規則第 1 0 条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の許可を受けた者について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

付 則（平成 2 1 年規則第 2 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 2 8 年規則第 3 5 号）

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 8 年規則第 6 2 号）

1 この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の稲沢市平和らくらくプラザ管理規則の規定

は、この規則の施行の日以後に稲沢市平和らくらくプラザの利用の許可を受けた者について適用し、この規則の施行の日前に稲沢市平和らくらくプラザの利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

付 則（令和元年規則第 9 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年規則第 5 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区分	構成施設
温浴交流健康区域 プール区域	バーディプール、トレーニングルーム及び附属施設
温浴交流健康区域 浴場区域	浴場、教養娯楽室及び附属施設
管理区域	セミナールーム及び附属施設
障害福祉区域	会議室、調理室、相談室、作業室及び附属施設
交流区域	交流ギャラリー及び附属施設

様式第1（その1）（第3条関係）

〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇 : 〇〇
プ ー ル 券	
大 人	
〇〇〇〇〇〇	¥600
平和らくらくプラザ	

〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇 : 〇〇
プ ー ル 券	
小 ・ 中 学 生	
〇〇〇〇〇〇	¥300
平和らくらくプラザ	

〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇 : 〇〇
プール回数券	
大 人	
〇〇〇〇〇〇	
平和らくらくプラザ	

〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇 : 〇〇
プール回数券	
小 ・ 中 学 生	
〇〇〇〇〇〇	
平和らくらくプラザ	

備考 1 プール回数券は、12枚を1組とする。

2 用紙の大きさは、縦30ミリメートル、横57ミリメートルとする。

様式第1(その2)(第3条関係)

〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇 : 〇〇
浴 場 券	
大 人	
〇〇〇〇〇〇	¥220
平和らくらくプラザ	

〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇 : 〇〇
浴 場 券	
小 ・ 中 学 生	
〇〇〇〇〇〇	¥100
平和らくらくプラザ	

〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇 : 〇〇
浴 場 回 数 券	
大 人	
〇〇〇〇〇〇	
平和らくらくプラザ	

〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇 : 〇〇
浴 場 回 数 券	
小 ・ 中 学 生	
〇〇〇〇〇〇	
平和らくらくプラザ	

- 備考 1 浴場回数券は、12枚を1組とする。
- 2 用紙の大きさは、縦30ミリメートル、横57ミリメートルとする。

様式第1(その3)(第3条関係)

〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇: 〇〇
プール共通券浴場	
大 人	
〇〇〇〇〇〇	¥700
平和らくらくプラザ	

〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇: 〇〇
プール共通券浴場	
小 ・ 中 学 生	
〇〇〇〇〇〇	¥350
平和らくらくプラザ	

〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇: 〇〇
プール共通回数券浴場	
大 人	
〇〇〇〇〇〇	
平和らくらくプラザ	

〇〇. 〇〇. 〇〇	〇〇: 〇〇
プール共通回数券浴場	
小 ・ 中 学 生	
〇〇〇〇〇〇	
平和らくらくプラザ	

- 備考 1 共通回数券は、12枚を1組とする。
- 2 用紙の大きさは、縦30ミリメートル、横57ミリメートルとする。

様式第1(その4)(第3条関係)

〇〇.〇〇.〇〇	〇〇:〇〇
トレーニングルーム券	
大人 〇〇〇〇〇〇	¥360
平和らくらくプラザ	

〇〇.〇〇.〇〇	〇〇:〇〇
トレーニングルーム回数券	
大人 〇〇〇〇〇〇	
平和らくらくプラザ	

- 備考 1 トレーニングルーム回数券は、12 枚を 1 組とする。
2 用紙の大きさは、縦 30 ミリメートル、横 57 ミリメートルとする。

様式第2(第5条関係)

平和らくらくプラザ利用許可申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

次のとおり平和らくらくプラザの施設を利用したいので申請します。

利 用 施 設	セミナー ルーム1	セミナー ルーム2	セミナー ルーム3	会議室1	会議室2	調理室
利 用 日 時	年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで					
利 用 目 的						
利用附帯設備						
利 用 者 人 数						
備 考						

- 備考 1 この様式は、平和らくらくプラザ利用許可書と複写式とすること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3(第6条関係)

平和らくらくプラザ利用許可書

年 月 日

様

稲沢市長

印

年 月 日付けで申請のあつた平和らくらくプラザの利用については、次のとおり許可します。

利 用 施 設	セミナー ルーム1	セミナー ルーム2	セミナー ルーム3	会議室1	会議室2	調理室
利 用 日 時	年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで					
利 用 目 的						
利用附帯設備						
利 用 者 人 数						
条 件 1 利用当日、代表者又は責任者は、この許可書を持参してください。 2 稲沢市平和らくらくプラザの設置及び管理に関する条例、稲沢市平和らくらくプラザ管理規則及び係員の指示事項並びに利用者心得を守ってください。 3 セミナールーム、会議室等の利用後は、整理及び原状回復を行ってください。 4 利用者心得 (1) 施設及び附帯設備等を毀損し、又は汚損しないこと。 (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物を携行しないこと。 (3) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。 (4) 立入禁止区域には、入らないこと。 (5) 公共の風紀を乱すような行為をしないこと。						

- 備考 1 この様式は、平和らくらくプラザ利用許可申請書と複写式とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4(第7条関係)

平和らくらくプラザ利用許可取消承認申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付けで許可を受けた平和らくらくプラザの利用については、
次の理由により取り消したいので申請します。

取消しの理由	
添 付 書 類	平和らくらくプラザ利用許可書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5(第8条関係)

平和らくらくプラザ使用料減免申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

次のとおり平和らくらくプラザの使用料を減免してくださるよう申請します。

利 用 施 設	プ ー ル 区 域	浴 場 区 域
利 用 年 月 日		
利 用 目 的		
減免を受けよう と する 理 由		
減 免 申 請 額	円	
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第6(第8条関係)

平和らくらくプラザ使用料減免承認通知書

年 月 日

様

稲沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった平和らくらくプラザの使用料については減免します。

利 用 施 設	プ ー ル 区 域		浴 場 区 域	
利 用 年 月 日				
利 用 目 的				
減免を受けよう と する 理 由				
減 免 申 請 額	円	減 免 決 定 額	円	
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 1 (その 1) (第 3 条関係)

様式第 1 (その 2) (第 3 条関係)

様式第 1 (その 3) (第 3 条関係)

様式第 1 (その 4) (第 3 条関係)

様式第 2 (第 5 条関係)

様式第 3 (第 6 条関係)

様式第 4 (第 7 条関係)

様式第 5 (第 8 条関係)

様式第 6 (第 8 条関係)